

株式会社イオンテクノセンター人権方針

株式会社イオンテクノセンターは、当社の役員と従業員の全員がすべての人権への理解を深め、人権尊重の責任を果たすため、「株式会社イオンテクノセンター人権方針」を定めます。私たちは、本方針に基づき、人権が尊重される社会の実現を目指します。

I. 基本的な考え方

1. 規範と法令の遵守

『世界人権宣言』、「国際労働機関（ILO）『労働における基本的原則及び権利に関する宣言』等の人権に関する国際規範を積極的に支持、尊重します。企業行動指針として、社会の人々、従業員を個として尊重し、事業活動において一切の差別を行わないことを明らかにし、実践するとともに、自ら人権侵害に加担しないよう、人権を尊重、擁護する取り組みを推進します。

2. 事業活動を通じた人権尊重

社会の人々、従業員を個として尊重し、事業活動において一切の差別を行わないことを明らかにします。雇用形態、年齢、性別、出身、祖先、国籍、障がい、宗教、信条、結婚の有無等を理由とした差別、ならびにパワーハラスメントやセクシャルハラスメント等のあらゆるハラスメント行為を行いません。また職場の適切な労働環境および労働安全衛生は必須とし、心身ともに安心して働くことができる安全で健康的な職場づくりに取り組みます。事業活動における人権リスクを防止または軽減するため、コンプライアンスマニュアル各種方針、ガイドラインの遵守を徹底するなど、必要な対策を講じていきます。また、事業活動が地域社会に与える影響について理解し、地域社会との共生を目指します。

3. 適用範囲

本方針は、株式会社イオンテクノセンターのすべての役員および従業員に適用します。また、すべてのステークホルダーの皆様に本方針を理解し、支持していただく事を期待します

II. 人権課題への取り組み

1. 教育・啓発

本方針が理解され効果的に実施されるよう、役員および従業員に適切な教育と研修を行っていきます。

2. 人権デュー・ディリジェンス

人権に対する負の影響を特定し、防止または軽減を図るための人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、これを継続的に実施します。

3. リスク対応

実際のまたは潜在的な人権への負の影響に対応するために、関連するステークホルダーと協議を行っていきます。

4. 救済

人権に対する負の影響を引き起こした、あるいはこれを助長したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

5. 苦情処理メカニズム（人権侵害に係る通報・相談窓口）

内部統制システムの中に違反行為の発見と是正のための通報・相談窓口「ヘルプライン」を設置し違反行為があれば担当部門との協議の上、再発防止策を実施します。

6. 情報開示

人権尊重の取り組みについて、当社ホームページ等を通じて報告していきます。